

授業料等の支援制度及び奨学金制度についての概要（令和3年度）

聖霊女子短期大学附属高等学校

1 国や県からの授業料等の支援制度

①高等学校等就学支援金（返済不要）

- ・授業料の負担を軽減する制度で、令和2年4月より年収約590万円未満の世帯に対して支給額が引き上げられ、実質授業料無償化です。年収はあくまで目安であり、実際は「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額の合算額（304,200円未満）」で判断します。

コース	保護者等の年収（目安）	支給額（月額）	実際の月々の納入額
国際コース 特別進学コース	590万円未満	29,000円	約13,000円
	910万円未満	9,900円	約32,000円
	910万円以上	0円	約42,000円
総合進学コース	590万円未満	27,000円	約13,000円
	910万円未満	9,900円	約30,000円
	910万円以上	0円	約40,000円

※就学支援金の支給が決定されるまでは、正規の納入額を納めていただきます。

②秋田県高校生等奨学給付金（返済不要）

- ・授業料以外の教育費負担を軽減するための制度で、道府県民税所得割と市町村民税所得割が非課税世帯のみ対象です。ただし、家計急変により保護者等の収入が激減したことにより非課税世帯に相当するとみなすことができれば、対象となる場合もあります。

世帯状況	支給額（年額）
生活保護（生業扶助）受給世帯	52,600円
道府県民税所得割と市町村民税所得割が非課税世帯	103,500円
道府県民税所得割と市町村民税所得割が非課税世帯 （15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合）	138,000円

【令和2年度実績】

③入学生料軽減補助（返済不要）

- ・秋田県では私立高等学校に対して入学金を軽減する事業を行っています。
- ・対象世帯：生活保護（生活扶助）受給世帯

道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯

天災その他不慮の災害の被災者、家計急変により学費の負担に耐えられなくなった者

その他特別な事情により、学費の負担に耐えられないと認める者

区分	補助額
生活保護（生活扶助）受給世帯	144,350円
道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯	144,350円
道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課税世帯	69,350円

【令和2年度実績】

2 県の奨学金制度

○秋田県育英会奨学金（返済必要）

- ・健康で志操堅固、優れた素質を有し、経済的理由等により就労困難な生徒に奨学金を貸与する制度です。（無利子）卒業後、返済が必要です。

対象	貸与金額（月額）
自宅通学者	30,000 円
自宅外通学者	35,000 円

3 本校独自の奨学金制度

①特待生制度（返済不要）

- ・入学金全額免除（15万円）及び奨学金として年額15万円支給します。
- ・対象：1年生は、特待生試験（1月）合格者及び一般試験（2月）での特待生合格者。
2・3年生は、年度末に申請書類を提出し、審査の上認められた者。

②ちどり会（同窓会）奨学金（返済不要）

- ・学資支援のために奨学金年額15万円を支給します。
- ・募集資格：品行方正で、学費支弁が困難な生徒であること。

③聖霊教育基金奨学金（返済不要）

- ・入学後、家庭の経済状況の急変に伴い、学費納入が困難になった生徒へ支援する制度です。